

令和7年9月1日

事業者 各位

小金井市長 白 井 亨
(公印省略)

小金井市契約約款（工事・工事設計委託）の
一部改正について（お知らせ）

前払金及び中間前払金の支払上限額の引上げに伴い、次のとおり小金井市契約約款（工事・工事設計委託）を改正しますのでお知らせします。

記

1 改正内容

【前払金】

- ・ 契約金額が20億円未満の場合は、契約金額の10分の3（土木工事、建築工事及び設備工事については、10分の4）を超えない額で2億円を限度とします。
- ・ 契約金額が20億円以上の場合は、契約金額の10分の1を超えない額を限度とします。

【中間前払金】

- ・ 契約金額が20億円未満の場合は、契約金額の10分の2を超えない額で1億円を限度とします。
- ・ 契約金額が20億円以上の場合は、契約金額の20分の1を超えない額を限度とします。

2 改正年月日

令和7年9月1日

お問い合わせ先

小金井市総務部管財課契約係

電話 042-387-9814 内線 2607